

[印 章 省 略]
平成 25・12・05 評基認第 001 号
平成 25 年 12 月 9 日

ASNITE 製品認証機関認定基準の
ISO/IEC Guide 65 から ISO/IEC 17065 への移行にかかる方針

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 藤間 一郎

貴法人におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ISO/IEC 17065:2012 の発行に伴い、認定基準をこれまでの ISO/IEC Guide65 から ISO/IEC 17065 に移行することについて、弊センターが加盟する国際認定フォーラム（以下、「IAF」という）及び太平洋認定協力機構（以下、「PAC」という）から、同規格発行から 3 年以内での移行を求められており、この度、下記のとおり、弊センターの ASNITE 製品認証機関（以下、「ASNITE-P」という）認定における移行方針を定めましたので、公表いたします。ASNITE-P 認定事業者におかれましては、移行期日までのご対応を、また、新たに申請を予定しております事業者におかれましては、以下の方針に従いました申請をお願いいたします。

記

製品認証機関認定に係る認定基準の ISO/IEC Guide 65（JIS Q 0065）から ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）への移行に係る方針

1. 移行期間

移行期限は、ISO/IEC 17065:2012 の発行日の 3 年後、すなわち、平成 27 年 9 月 15 日までとします。すべての ASNITE-P 認定事業者は、同日までに、同国際規格のすべての要求事項に適用していることが求められます。これは、弊センターが加盟する IAF 総会リオデジャネイロ会合における決議事項（IAF Resolution 2012-09）¹に準じています。

移行開始日は、ISO/IEC 17065 の翻訳一致規格である JIS Q 17065:2012 の制定日（平成 24 年 12 月 20 日）の約 1 年後の、平成 25 年 12 月 16 日とします。

2. 新規申請について

(1) ISO/IEC Guide65（及び IAF GD5）を認定基準とする申請について

平成 25 年 12 月 15 日を、同国際規格を認定基準とする申請期限とします。初回の審

¹ IAF Resolution 2012-09 – Transition Period for ISO/IEC 17065 - The General Assembly, acting on the recommendation of the Technical Committee, resolved that the transition period for ISO/IEC17065:2012 be three years from the date of publication. Note: The date of publication was 15 September 2012.

査は、同国際規格の要求事項への適合について実施します。また、同要求事項及び **ASNITE** 製品認証機関認定の一般要求事項への適合が確認された場合、認定証に記載される国際規格は、**ISO/IEC Guide65** となります。この場合であっても、移行期限（平成 27 年 9 月 15 日）までに、**ISO/IEC 17065** のすべての要求事項に適合することが求められます。

同申請に基づくスケジュールを以下に示します。

- ① 平成 25 年 12 月 15 日 新規申請期限
 - ② 平成 26 年 3 月 15 日 初回現地審査期限
 - ③ 平成 26 年 6 月 15 日 認定の決定期限
 - ④ 平成 27 年 3 月 15 日 **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とした定期検査申し込み期限
 - ⑤ 平成 27 年 6 月 15 日 **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とした定期検査現地審査期限
 - ⑥ 平成 27 年 9 月 15 日 **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とした認定の決定期限
- (2) **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とする申請について

同国際規格に基づく申請開始は、平成 25 年 12 月 16 日とします。この申請の場合、認定の授与に伴い発行される認定証には、認定証に記載される国際規格は、**ISO/IEC 17065:2012** となります。

3. **ASNITE-P** 認定事業者に係る移行について

(1) 移行に係る審査

新たな認定基準への適合状況の確認のみを目的とした審査を、（定期検査とは）別途行うことはありません。平成 25 年 12 月 20 日以降、平成 27 年 3 月 15 日までの申請による定期検査（但し、基本的には部分検査を除く）において、適合状況を確認します。

(2) 移行に係るスケジュール

スケジュールを以下に示します。

- ① 平成 26 年 3 月 15 日 **ISO/IEC Guide 65** を認定基準とする拡大申請申込期限²
 - ② 平成 26 年 6 月 15 日 同規格を認定基準とする拡大申請に係る現地審査期限
 - ③ 平成 27 年 3 月 15 日 **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とした定期検査申込期限
 - ④ 平成 27 年 6 月 15 日 **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とした定期検査等現地審査期限
 - ⑤ 平成 27 年 9 月 15 日 **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とした認定の決定期限
- (3) 新たな認定証の発行について

ISO/IEC 17065:2012 のすべての要求事項に適合したことを確認した時点で評定委員会に諮り、認定の決定をし、当該決定の日付で認定証を発行します。なお、継続的認定地位を確保した形での新たな認定証の発行期限は平成 27 年 9 月 15 日です。

² **ISO/IEC 17065:2012** を認定基準とする拡大申請は、同規格への適合が確認され、認定が授与された後、受け付けます。

また、定期審査において同要求事項に適合しない事項がある場合、書き換え、再発行が可能な認定証は、ISO/IEC Guide65 を認定基準としたものとなります。

(4) 認定事業者の地位について

定期検査等での ISO/IEC 17065 の要求事項への適合に係る指摘事項は、移行期間中は、授与された認定の地位に影響を与えるものではありません。ただし、移行期間終了に伴い、これまでの既存の認定は無効となり、同期間までに指摘事項が是正されない場合、新たな認定証は発行されず、すなわち、移行期間終了時点（平成 27 年 9 月 16 日）からは是正が完了し認定の決定がなされるまでの間、その認定事業者としての地位は一時喪失（一時停止）することとなります。

4. IAF MLA マークが付与された認定証の発行について

現在、弊センターは、平成 25 年 5 月 22 日付で PAC MLA に署名し、また、平成 25 年 9 月 20 日付で IAF MLA に署名しました。

よって、今後、弊センターは、ISO/IEC Guide65 を認定基準とした認定証に IAF MLA マークを添付することを予定しています。

また、前述の移行期限（平成 27 年 9 月 15 日）までは、IAF MLA の対象とされる認定範囲及び国際規格は製品認証機関及び ISO/IEC Guide 65 に限られるため、ISO/IEC 17065:2012 を認定基準とした認定授与に伴う認定証には、IAF MLA マークは添付されません。同マークが添付された認定証は、発行日が平成 27 年 9 月 15 日以降の日付のものを対象とする予定です。

5. 移行に伴う提出書類の変更について

認定基準が ISO/IEC Guide65 から ISO/IEC 17065:2012 に変更となることに伴い、申請等に必要な書類について変更があります。改正後の、ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）及び ASNITE 製品認証機関 認定の取得と維持のための手引き（PCRP22）をご確認いただき、変更となりました様式内容に基づき、書類の提出をお願いいたします。

以 上

<本件に対するお問い合わせ先>

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター

製品認定課製品認証認定室 富川、吉田、西嶋、喜久川

Tel: 03-3481-1938 / Fax: 03-3481-1937 / E-mail: asnite-p@nite.go.jp